

Q5： 教員免許更新制について、どのような点に留意するとよいですか。

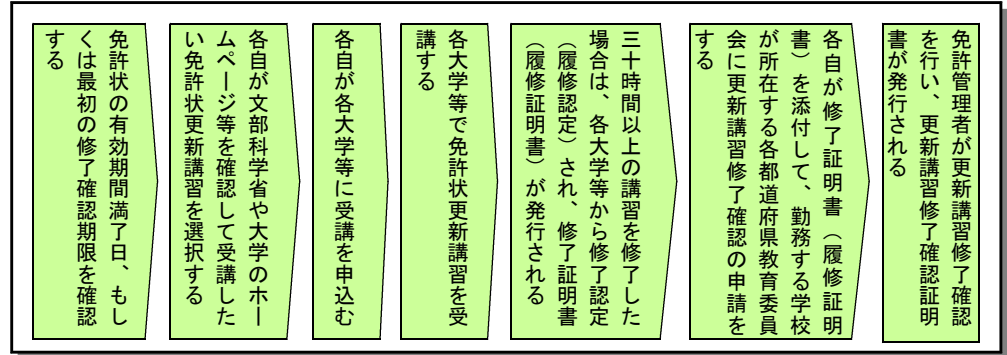
はじめに

免許更新のおおまかな流れ



学校の教員として勤務する方は、教員免許更新制の趣旨等を理解の上、各自が有効期間満了日または修了確認期限を把握し、確実に教員免許更新を行う必要があります。ここでは、免許更新のおおまかな流れや留意点等について説明しますので参考にしてください。（基本的なポイント等は本書P.15に記載）

免許更新は下記のような流れで行われます。



新免許状所持者と旧免許状所持者

※ 旧免許状所持者は平成21年4月1日以降に新たに免許状が授与されても旧免許状所持者の扱いになります。

新免許状所持者と旧免許状所持者では、免許更新における仕組みに異なる点があります。自分はどちらに当てはまるのか把握することが重要です。

新免許状所持者

○ 平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与された方は**新免許状所持者**といい、その免許状やその後取得した免許状を**新免許状**といいます。

旧免許状所持者

○ 平成21年3月31日以前に授与された免許状を持つ方は**旧免許状所持者**といい、その後新たに授与された免許状についても有効期間の付されない**旧免許状**となります。

有効期間と修了確認期限

※ 旧免許状所持者で生年月日が昭和30年4月1日以前の方は、修了確認期限が割り振られていませんので、更新講習を行う必要はありません。

○ 新免許状には10年間の**有効期間**が付されています。免許状に有効期間満了日が記載されていますので、満了日の2ヶ月前までに、免許状更新講習を受講・修了し、免許状の**有効期間更新の申請**を行わなければなりません。

○ 旧免許状所持者には、生年月日によって各個人に**修了確認期限**が割り振られており、免許状更新講習を受講・修了し、修了確認期限の2ヶ月前までに**更新講習修了確認申請**を行わなければなりません。

※ すでに、更新講習修了確認、修了確認の延期、受講免除をされた方は、それぞれの証明書に次の修了確認期限が記載されています。

※ 有効期間は、免許状の授与に必要な学位と単位を満たした時点から10年後の年度末までなので、免許状授与申請の時期によっては10年間に満たない場合があります。

※ 有効期間の異なる複数の新免許状を持っている場合は、その最も遅く満了するものが全ての有効期間となります。新たな免許状を取得した時点で有効期間が最も遅いものになりますので、特に申請等の必要はありません。



○ あなたの有効期間満了日、または修了確認期限

平成 年 月 日

○ あなたの免許状更新講習受講期間

平成 年 月 日

～

平成 年 月 日

最初の修了確認期限 (◎グループ以降を抜粋)

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び申請期間	次回の修了確認期限
⑤	昭和34年4月2日～昭和36年4月1日 昭和44年4月2日～昭和46年4月1日 昭和54年4月2日～昭和56年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和37年4月1日 昭和45年4月2日～昭和47年4月1日 昭和55年4月2日～昭和57年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和38年4月1日 昭和46年4月2日～昭和48年4月1日 昭和56年4月2日～昭和58年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和39年4月1日 昭和47年4月2日～昭和49年4月1日 昭和57年4月2日～昭和59年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和40年4月1日 昭和48年4月2日～昭和50年4月1日 昭和58年4月2日～昭和60年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和41年4月1日 昭和49年4月2日～昭和51年4月1日 * 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

* 昭和59年4月2日以降生まれの旧免許状所持者は、全て平成32年3月31日が修了確認期限になります。

※ 平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状を所持している場合は別に修了確認期限が割り振られていますので、確認して下さい。

更新講習の内容



- 新免許状の場合、「免許状」に対応した講習を受講しなければなりません。

【教諭、養護教諭の免許状の有効期間を更新する場合】

＜教育の最新事情＞ ＜教科指導、生徒指導その他＞
 12時間 + 教諭向け18時間 + 養護教諭向け18時間

ただし、1つの講習が複数の免許状に対応している場合は当該講習をもって複数の免許状の更新が可能です。

＜教育の最新事情＞ ＜教科指導、生徒指導その他＞
 12時間 + 教諭・養護教諭向け18時間

- 旧免許状の場合、申請者が就いている「職」に対応した講習が必要になります。

【教諭、養護教諭の免許状を所持している教諭の場合】

＜教育の最新事情＞ ＜教科指導、生徒指導その他＞
 12時間 + 教諭向け18時間

【教諭、養護教諭の免許状を所持している養護教諭の場合】

＜教育の最新事情＞ ＜教科指導、生徒指導その他＞
 12時間 + 養護教諭向け18時間

新免許状に対応した申請を行います。旧免許状の申請と用紙や文言が異なります。

旧免許状所持者の各種手続きの内容

ここでは旧免許状所持者の各種手続き内容について説明します。

	更新講習修了確認申請	修了確認期限の延期申請	更新講習受講免除申請
(1) 申請の時期	○ 修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前まで	○ 修了確認期限の2ヶ月前まで（延期事由が発生した時点で申請可）	○ 修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前まで
(2) 申請書類等	ア 更新講習修了確認申請書 イ 30時間の講習の修了証明書（履修証明書） ウ 免許状を所持することを証する書類（いずれか） ・免許状の写し ・授与証明書（原本） ・更新講習修了確認証明書等の写し エ 修了確認期限延期証明書の写し（延期を行った者のみ）	ア 修了確認期限延期申請書 イ 延期ができる事由があることを証する書面又は校長等の証明 ウ 免許状を所持することを証する書類（いずれか） ・免許状の写し ・授与証明書（原本） ・更新講習修了確認証明書等の写し エ 修了確認期限延期証明書の写し（延期を行った者のみ）	ア 免許状更新講習受講免除申請書 イ 免除対象者であることを証する書面又は校長等の証明 ウ 免許状を所持することを証する書類（いずれか） ・免許状の写し ・授与証明書（原本） ・更新講習修了確認証明書等の写し エ 修了確認期限延期証明書の写し（延期を行った者のみ）
(3) 申請手数料	○ 3,300円（栃木県収入証紙）	○ 2,000円（栃木県収入証紙）	○ 3,300円（栃木県収入証紙）
(4) 次の更新講習修了確認期限	○ 当該修了確認期限の10年後の年度末	○ 延期後の修了確認期限	○ 当該修了確認期限の10年後の年度末
(5) その他	※ 講習の修了証明書（履修証明書）は、認定日が修了確認期限の2年2ヶ月前から2ヶ月前の間であることが必要	※ 旧免許状所持者の場合、延期の申請ができるのは現職の教員、教育委員会勤務者等のみ	※ 旧免許状所持者の場合、免除の申請ができるのは現職の教員、教育委員会勤務者等のみ

申請書の経由

申請書の経由の仕方は下記のとおりです。

＜市町立学校教職員の場合＞

申請者→校長→市町教育委員会→教育事務所→県教育委員会

＜市町立教育委員会等職員の場合＞

申請者→所属長→市町教育委員会→教育事務所→県教育委員会

非常勤講師や臨時的任用の教員について

旧免許状を所持し、修了確認期限の時点で教育の職にある場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務があります。そのため、免許状更新講習を修了せずに修了確認期限を経過した場合、免許状は失効します。修了確認期限の時点で教育の職にない場合には、免許状更新講習を受講・修了する義務はなく、修了確認期限を経過しても免許状は失効しません。その後教諭等の職に就くためには、教壇に立つ前に更新講習を修了し、都道府県教育委員会に申請することが必要です。